

平成26年5月29日

〒169-0074

東京都新宿区北新宿 2-21-1 新宿フロントタワー4F

株式会社サイブリッジ コーポレートソリューションズグループ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク

理事長 杉浦 市

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18番22

三博ビル

事務局長 外山 孝

(TEL : 052-265-9258, FAX : 052-265-9

再々申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社よりご送付頂きました平成26年3月20日付「平成26年2月17日付『再申入書』に対するご回答」（以下「貴社回答書」と言います）では、大要、①貴社サイト（キレナビ）は医療広告に該当しない、②通常価格が存在するため価格表示に問題はないとご主張されております。

しかしながら、上記ご主張は容認できかねますので、再度、貴社サイトの医療行為に関する広告について、別紙のとおり申し入れます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年6月30日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本再々申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、当初申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

申し入れ事項

第1 申し入れの趣旨

貴社サイトの医療行為に関する広告について、医療法6条の5第1項各号に定める事項以外の広告を削除すると共に、同項各号に定める事項の広告については同条第4項に適合するよう改めて下さい。

第2 申し入れの理由

1 貴社サイトが医療広告に該当すること

(1) 貴社回答書には、「ログイン後にサイトが閲覧できるように改修を行った現状のサイト設計は③『認知性』の要件を満たさない」と記載されていますが、当団体が確認したところ、現時点（平成26年5月8日）において、貴社サイトはログインをしなくても閲覧できる状況にあります。すなわち、貴社回答書は事実と異なります。したがって、貴社回答書記載の上記見解に従ったとしても、貴社サイトは医療広告に該当します。

(2) また、仮に、貴社サイトについて、ログイン後にしかサイトが閲覧できないように改修したとしても、平成25年10月25日付「再申入書」第2・1(2)に記載したとおり、それだけで一般人への認知性を否定できるものではありませんし、所管行政庁も同様の見解であることを確認しています。

2 貴社サイトが景表法に違反していること

(1) 貴社回答書には、「当該クリニックでの通常価格が存在し、またクリニックのウェブサイト等においても確認することが可能であることから、景品表示法上問題ない」と記載されています。しかしながら、例えば、貴社サイトに掲載されている「アリシアクリニック」の「サーマクール CPT400 ショットプラセンタ導入付」については、貴社サイトでは通常価格を37万円と表示し、割引後の価格を14万8000円と表示しているところ、アリシアクリニックの自社サイトでは、全く同様の処置の価格について14万8000円とのみ表示しており、貴社サイトにおける割引額がアリシアクリニックの価格として掲載されています。すなわち、少なくとも上記アリシアクリニックについては、貴社回答書にいう「当該クリニックの通常価格」を当該クリニックのサイトで確認することができません。

(2) しかしながら、仮に、当該クリニックのウェブサイト等で当該クリニックの通常価格を確認することができたとしても、貴社サイトに掲載されている医療行為は自由診療行為のため定価が存在せず、一般消費者がその価格の相当性を判断することが困難であること、通常価格とは最近相当期間にわたって販売されていた価格を言うところ、当該自由診療行為が相当期間にわたってその価格で提供されていたのか

を消費者が確認することも困難であること、また、上記アリシアクリニックのサーマクール CPT400 ショットプラセンタ導入付の施術の場合、同社サイトに同施術について 14 万 8000 円と記載されていることから、貴社サイトに掲載されている 37 万円という価格で提供されていたとは考え難いことから、貴社サイトにおいて、「通常価格」や「割引率」を掲載すること自体が、消費者に対し、貴社サイトに掲載されている役務提供価格が安いとの誤認を与えるものであり、景表法上禁止されている広告にあたります。

- 3 以上のとおり、貴社の回答はいずれも理由がないと言わざるを得ませんので、再度、申し入れの趣旨記載のとおり、貴社サイトを改めるよう求めます。

以 上